

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		就学義務の猶予・免除
根拠条例・規則名		学校教育法
条 項		第 1 8 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 学校教育部 学事課 (電話 : 048-829-1648)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請件数が稀であり、事案ごとの対応が必要となるため、審査基準を設定することは難しい。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	2 週間以内 ただし、事案ごとの対応が必要となるため、処理期間を設定することは難しい。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		